

名古屋都市計画地区計画の決定（あま市決定）

都市計画方領工業団地地区計画を次のように決定する。

| | | | | | | |
|-----------------|-------------------------|---|-----------|-------|--|-----------|
| 名 称 | | 方領工業団地地区計画 | | | | |
| 位 置 | | あま市方領北ノ川、東七ノ坪、上川端、五反地の各一部 | | | | |
| 面 積 | | 約 8.7ha | | | | |
| 地区計画の目標 | | <p>本地区はあま市の北東部に位置し、広域的な幹線道路である名古屋第二環状自動車道の清洲西インターチェンジに近接するなど交通便利性に優れた立地条件を備えている。また、都市計画マスタープランにおいて、本地区を工場や流通業務施設の新規集積の一体的な誘導を図る産業誘導候補地として位置付けている。そこで、地区計画により適正な土地利用の誘導を図り、周辺地域及び営農環境と調和した工業団地の形成を目標とする。</p> | | | | |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 土地利用の方針 | 周辺環境に配慮し、交通便利性を活かした良好な工業団地の形成と合理的な土地利用を図る。 | | | | |
| | 地区施設の整備方針 | 道路を適切に配置し、地区内交通を円滑に処理する。また、周辺環境に配慮するため、調整池・緑地を設置し、その機能が損なわれないよう維持・保全を図る。 | | | | |
| | 建築物等の整備の方針 | 周辺環境に配慮した良好な工業団地の形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率・建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限を定める。 | | | | |
| | その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 計画地内に、道路、調整池及び緑地を計画的に整備・配置し、快適でゆとりのある工業団地を形成する。また、盛土により企業用地を造成し、その周囲に沿って緑地を配置することで、安全で周辺環境と調和を図った整備を行う。 | | | | |
| 地区整備計画 | 地区施設の配置及び規模 | 道路 | 名称 | 幅員 | 延長 | 配置 |
| | | | 道路 1 号 | 10.0m | 約 390m | 計画図表示のとおり |
| | | | 道路 2 号 | 10.0m | 約 220m | |
| | | | 道路 3 号 | 10.0m | 約 290m | |
| | 緑地 | 名称 | 面積 | | 配置 | |
| | | 緑地 1 号 | 約 0.7ha | | 計画図表示のとおり ただし、乗入口については、計画上やむを得ない範囲で配置することができる。 左記の面積は乗入口分を控除したものと する。 | |
| | | 緑地 2 号 | 約 0.6ha | | | |
| 緑地 3 号 | 約 0.2ha | | 計画図表示のとおり | | | |

| | 地区施設の 配置及び規模 | 公共 空地 | 名称 | 面積 | 配置 | |
|--------|-----------------|---|-----|---------|-----------|---|
| | | | 調整池 | 約 0.8ha | 計画図表示のとおり | |
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 | | | | |
| | | 1. 工場（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類の大分類 E－製造業に属すものに限る。）及びそれに関する研究開発施設並びに流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）第 2 条第 1 号に定める流通業務の用に供する建築物。ただし、次に掲げるものを除く。 | | | | |
| | | ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）別表第 2（ぬ）項第 3 号 8 の 3、9、13 及び 13 の 2 並びに同表（る）項第 1 号に掲げる事業を営む工場 | | | | |
| | | イ 法別表第 2（る）項第 2 号に掲げるもの | | | | |
| | | ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の収集、運搬又は処分用に供するもの | | | | |
| | | 2. 前号の建築物の従業員のための共同住宅又は寄宿舎 | | | | |
| | | 3. 前 2 号の建築物に付属するもの | | | | |
| | | 建築物の容積率の最高限度 | | | | 15/10 |
| | | 建築物の建蔽率の最高限度 | | | | 6/10 |
| | | 建築物の敷地面積の最低限度 | | | | 3,000 m ² |
| | | 壁面の位置の制限 | | | | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界又は官民境界までの距離（以下「後退距離」という。）は 4.0m 以上とする。ただし、守衛所、自転車置場その他これらに類する用途に供し、軒の高さが 3.0m 以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積が 15 m ² 以内である建築物又は建築物の部分については、この限りでない。 |

| | | | |
|--------|-------------|----------------|--|
| 地区整備計画 | 土地の利用に関する事項 | 緑地の用途・保全に関する制限 | <p>地区施設の緑地は、その用途以外に利用してはならない。また、地区施設の緑地の樹木は、保全に努め、伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為はこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 2. 除伐、間伐、整枝等樹木の保全のために通常行われる樹木の伐採 3. 枯損した樹木又は危険な樹木の伐採 4. 仮植した樹木の伐採 5. 測量、実地調査又は施設の保守等通常の管理行為のための必要最低限やむを得ない樹木の伐採 |
|--------|-------------|----------------|--|

「区域及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

理 由

周辺環境と調和を図り、良好な工業団地を形成するため地区計画を決定する。